



ぶしゅ



沓形保育所&仙法志保育所 入所式 4月4日



平成26年度

町政執行方針



利尻町長 保野 洋一

平成二十六年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、町政執行に関する基本的な考え方と所信について申し述べ、町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年五月、前町長の田島順逸氏のご勇退の後を受け、町民皆様の温かいご理解とご支援をいただき、町政を担当させていただいて、約一年を迎えようとしております。この間、国内では、長引く不況の最大の要因とされるデフレと円高からの脱却を目指した景気浮揚対策が進められ、徐々にその効果が出ているとの報道もありますが、当地への波及効果は未だ感じ取ることはできない状況であります。町内的には、基幹産業である漁業では、昆布は天然、養殖とも総体的に不漁でありましたし、ウニ、ノナ等についても価格高に支えられて生産額は計画を上回ったものの、生産量は前年を大きく下回ったということ、浜は大変厳

しい年でありました。私は、こうした状況の中で、明るく元気な町づくりのために、「わが町の過疎化に歯止めをかけるために」を基本目標に据えて、七つの抱負を掲げました。

過疎化の防止については、本町にとって最も大きくて、最も難しい課題であります。国の経済政策や離島支援の政策等を有効に活用し、公共事業も含めて本町の活性化のための事業等を主体的、自主的に計画する等、過疎対策を積極的に進め、掲げた七つの抱負が少しでも多く、少しでも早く実施できるよう、そして実績が上がるよう全力を傾注して取り組んでまいります。

また、「街に笑顔をあいさつを」を「広げよう声かけ運動」を町づくりの第一歩と位置づけて始まった本運動を、町民同士はもとより島外の人との交流も含めて、いろいろな機会にいろいろな人との「絆」を深めるためにも、そして行政すべての分野につながる重要な運動と考え、改めて利尻

町の町づくりの基本として提唱してまいります。

まず第一に「**漁業と観光と商業を柱とした産業を推進し、雇用の機会を創出し、豊かな暮らしを実感できる町づくり**」であります。

産業の振興は、本町における最重要事項であります。産業の振興により、雇用創出、定住人口の増加、強いては人口減少の歯止めとなるからであります。

基幹産業の漁業につきましては、これまでも漁場整備、人工種苗・稚魚放流を行うな



うに放流

どの「獲る漁業」から「育てる漁業」、そして「資源管理型漁業」への転換を図ってまいりました。

しかしながら、海洋環境や自然生態系の変化もあり、好不漁が繰り返される現実を鑑みれば、今後もウニ、ナマコ等の人工種苗生産と放流の継続など、一層の資源管理型漁業の強化と栽培漁業の推進が必須であります。

喫緊の課題である漁業後継者対策については、昨年度より「利尻町新規漁業就業者報償金交付事業」の対象拡大と報償金額の見直しなど、積極的な漁業後継者対策に努めておりますが、本年度も更なる支援策の追加、見直しをしてまいります。

特に、島外からの新規着業者へは、住宅環境等の生活面にも支援が必要と考えております。

また、町内の子どもたちが「将来漁師になりたい」と思うような、長期的な視点での漁業後継者育成事業を地域全体で展開することが必要であ

ります。

そして、この漁業後継者対策は、個々の組織の単独での活動ではなく、漁協、漁業者、行政が協働するとともに役割分担をしての取り組みが必要であります。

ウニ、コンブの安定生産については、自然界の発生・成長に頼らざるを得ないものがあります。海水温上昇など海況の変化等にも注意しながら、講じることのできる対策や予防策について検討が必要となり、水産試験場や水産普及指導所等で得られた知見等は遅滞なく漁業者に周知するなどして対策に役立ててまいります。

コンブ養殖漁業についても、生産量の年変動が課題であり、安定生産に向けての努力は今後も必要であります。そうした中、着業者の高齢化と経営体の減少、新規就業が増えないうという大きな課題があり、早急に漁協や漁業者が主体となって共同化等に向けた取り組みを検討しなければならぬ段階であるとの認識を強く

しております。

天然・養殖問わず、「利尻昆布」を安定的に生産する体制を堅持することが、本町における産業振興の要であると考えております。

漁船漁業についても、昨年は若者の新規着業があり、ホッケ漁が好漁であるなど、一定程度の水揚げ量の維持に貢献しておりますが、今後も多様な魚種を操業対象に拡大していただき、その水揚げにより、漁港や浜が活気づくことを期待しております。

今後も漁業資源の増殖と管理並びに漁場の生産力向上のため、漁協と十分連携して取り組み所存であります。昨年度水産庁の「産地水産業強化支援事業」により、利尻漁協仙仙法志支所に整備された「水産物加工処理施設」は、水産業の六次産業化を目的とした施設でありますので、新たな水産加工品の開発や漁協として、この施設等の利活用による「売る漁業」の積極的な取り組みに期待しております。

沖合底曳網漁船の問題につきましても、漁協と連携しながら、資源管理等について北海道に対し強く要請してまいります。

このほか、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）につ

きましては、現在厳しい交渉が続いておりますが、今後の交渉内容に注視し、一層関係機関と協力連携を図りながら対応してまいります。

次に、港湾・漁港・海岸保全施設整備について申し上げます。

杓形港においては、昨年度から着手した老朽化の進んだ内港マイナス三・五メートル物揚場の改良が本年度から本格的に始まり、完成の暁には漁船漁業者の安全性や利便性が格段に向上するものと思っております。

また、杓形港フェリーターミナルのバリアフリー化も、平成二十七年五月の供用開始を目指して、本格的な工事が始まり、高齢者や身体障害者の方々が容易にフェリーへの乗降が出来るようになります。

漁業生産活動の拠点となる

漁港整備につきましても、仙法志漁港における南防波堤の改良が進み、荒天時においても安全な係留が可能となるなど、整備が順調に進んでおります。

特定計画の見直しと変更承認の手續きが完了したことから、防風柵や漁船上架施設などの新規施設の整備に向けた設計等に着手しておりますので、これらの早期完成が図られるよう引き続き国、北海道に働きかけてまいります。

また、老朽化対策として進められる機能保全対策事業により新湊漁港及び蘭泊漁港、御崎漁港につきましても、順調に整備が進められていることから、引き続き北海道に事業の推進について要望してまいります。

商工業及び観光業について申し上げます。

商工業については、人口の減少、漁業や観光などの主要産業の低迷と、消費者自らが選択できる購買手法の多様化



商店街

などが重なり、町内の商工業は大変厳しい環境にあると思っております。

こうした厳しい現状の中、商店街の賑わいと元気をいち早く取り戻す商工業の活性化に向けた取り組みを、商工業者はもとより、商工会及び関係機関・地域住民・行政が協働連携し、積極的かつ効率的に進めていきたいと考えております。

そのために町としては、中小企業融資制度に基づく利子補給や商工会運営への助成、商店街活性化協議会事業（賑わいイベント・地域ブランドの開発等）への支援、また、

商工業における後継者育成等の取り組みや新規事業者への支援など積極的に進めてまいります。

観光についてであります。平成二十五年度末の想定される利尻島の観光客入込数は前年度比約二%増のおおよそ十五万四千人ほどと推測しております。

平成十六年度から減少傾向が続いていた観光客の入込みも、ようやく増加傾向に転じてはおりますが、気を抜かず、今まで以上に手厚く温かいおもてなしが必要であると考えるております。

今後、時代とともに変化する旅行形態と多様化する観光客のニーズを的確にとらえた施策が必要であると考えております。

平成二十六年度においては、「利尻でゆっくり島専科（しませんか）」を合言葉に、誘客活動では町単独・広域を含め、官民一体となり、効果的なPR活動を進めてまいります。

一方、島内では「駆け足観光」から抜け出し、利尻島の魅力をじっくり味わえる「利尻ならではの」着地型メニューを観光協会など関係団体とともに強化してまいります。

特に杓形・香深（札文）航路のフェリーダイヤが改正されたことに伴い、杓形地区の食事処の対応やバスの接続など、本航路の乗降客の利便性の確保のために、官・民がしっかりと連携をとってゆかなければなりません。

これまで、利尻の体験観光の一端を担っている「海藻押し葉」活動の拠点となっている『島の駅』について、その



島の駅

活動や存在をしっかりと位置づけ、更に充実されるような支援をすべく、町内関係者と協議を進めてまいります。

また、大型客船も国内船・外国船合わせ十回の寄港を予定しております。

全国、全道の各港でクルーズ振興の取り組みが進められていることから、本町も、杓形港寄港に向けての歓迎事業等は大規模港と同等とはいきませんが、背伸びせず、利尻らしい、味のある温かい想いを込めたおもてなしを心がけたいと思っております。

その具体的体制として、「（仮称）見送り隊」を組織し、町民皆様との歓迎ムードを高め、より一層本町の歓迎の熱意をしっかりと伝え、「北のクルーズ利尻島」を定着させていきたいと考えております。また、近隣市町村や関係団体との広域連携により、更に手厚い誘客活動と着地型メニューづくりを展開してまいります。

「ようこそ利尻島へ！」という、一人ひとりの温かい気

持ちは、訪れる方々の心にダイレクトに届くと信じています。

そして、「また訪れたい」と思えるような魅力的で、思いやりのある優しい島づくりができるよう、関係機関・各団体などと充分連携し、本町の重要産業として、観光振興を図ってまいります。

宿泊施設「ホテル利尻」の運営について申し上げます。

本町の観光入込客数は、平成十六年度から減少傾向が続いておりましたが、昨年度は幾分上向きになったものの、依然厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、ホテル利尻の経営の収支改善策を本年度も実施し、冬期間休業の四月から十一月までの八ヶ月間の期間営業を予定しているほか、集客の拡充を図るため、外国人観光客の誘客も含め受け入れ体制の整備や利尻島の自然の恵みや海の恵みを活用したホテル利尻独自の「おもてなし」方法も含め、その改善策について検討して

まいります。

また、最近、炭酸水素塩泉が注目を集めていることから、炭酸水素の含有量ではトップクラスと言われる源泉掛け流しの天然温泉「利尻ふれあい温泉」とのセットにより、ツアー客だけでなく、個人客も含め一層の集客に努めるとともに、利用者へのサービスの充実と経費節減に努めながら、収支バランスを充分考慮した運営に努めてまいります。

農業について申し上げます。平成二十三年度より実施しております薬用植物試験栽培については、漢方薬の八割強



ホテル利尻

が中国産で、国内産は一割程度となっており、昨今の世界情勢からも国内生産への関心が高まっており、特に広大な面積をもつ北海道での生産が期待されております。

北海道では国の支援を受けながら、本年度より薬用植物の生産を拡大するためのモデル事業を実施し、道内における薬用作物の栽培振興に向けた取り組みを推進する方針であることから、本町も引き続き、関係機関からの指導を受けながら、新たな雇用創出の場となるよう期待し、試験栽培に取り組んでまいります。

砕石事業所について申し上げます。

利尻・礼文の公共工事は、昨年新規着工の礼文町のトンネル工事をはじめ各種公共工事が事業継続されていることから、昨年度同程度の販売量は見込まれますが、経営環境は電気料金、燃油価格の上昇等、依然として厳しい状況にあります。

今後適正な生産・供給体

制を維持し、より一層の経費の削減に努めるとともに、職員・従業員が一体となって事業の推進を行うほか、JIS（日本工業規格）に対応した品質管理及び現場管理の強化を進めるほか、今年度も再生骨材製造事業の委託業務を継続し、安定経営に向けて最大限の努力を図ってまいります。

また、従業員の健康管理にも十分配慮しながら防塵対策、災害・事故の防止、交通安全対策についても積極的な対応を図ってまいります。

本年度において、効率的で安全な生産を図るために生産に係る機械の更新をいたしましたと考えております。

第二に「保健医療環境の充実を図り、町民が健康で人思いやり温もりのある明るい町づくり」であります。

高齢化や核家族化の進展に伴い、一人暮らしのお年寄りや老人夫婦世帯が増加し、認知症高齢者も増加傾向にあります。

このため、町民の健康保持と地域福祉、高齢者福祉、地域医療の確保、充実が課題となっております。

地域福祉の中枢を担う社会福祉協議会を中心に民生児童委員、自治会、ボランティア団体が協働、連携をしながら、地域に根ざした社会福祉活動の実践を進め、健康で人思いやり温もりのある町づくりを努めてまいります。

子育て支援・少子化対策では、「子ども・子育て関連三法」に対応し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するほか、妊産婦の出産支援、不妊治療支援の継続と保育所の効率的な運営に努めます。

高齢者・障がい者福祉及び介護保険事業では、第6期となり「利尻町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するほか、住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して生活できる社会づくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

また、独居高齢者世帯が増えている事態に対応するため、高齢者共同生活施設「友愛」の増築に着手したいと考えております。

戸籍の電算化では、全国的に整備されており、宗谷管内において利礼三町のみが未整備の状況にあり、災害から戸籍を守る上からも、戸籍の電算化は喫緊の課題であります。

整備に当たっては、経費節約の上からも利礼三町が共同してメインサーバーの共同調達することが有利であることから、三町共同して取り組んで行くよう努めてまいります。

特別養護老人ホームについ

て申し上げます。

ほのぼのの運営にあたりましては、これまでもお年寄りの皆さんや障がいを持った方々に、生まれ育ったこの故郷で、安心して毎日を過ごしていただくための施設として運営に努めてまいっておりますが、本年度も温かい気持ちをもって入所者様もとり、ショートステイやデイサービス利用者の方々に対しましても、個々の介護状態にあった質の高い介護福祉施設サービスを提供してまいりますとともに、改正介護保険法を見据えて、入所者や利用者に対する障や問題などがないように対



利尻町特別養護老人ホーム ほのぼの荘

応してまいります。

本施設は開所二十周年を迎え、地域の皆さんに信頼される施設として、これからも多様化する介護ニーズに対応できる施設づくりと適正な管理運営を推進してまいります。

次に、医療について申し上げます。

利尻島国保中央病院は、その使命から地域住民の要望に応え、救急医療等の不採算医療を担うなど、地域医療の確保に取り組んでいます。医師や看護師をはじめとする医療従事者の不足、過疎化に伴

う患者の減少、さらには診療報酬の改定の影響などにより、極めて厳しい経営環境に悩んでおります。

このため、一般会計から多額の繰出しを受けて経営を維持している状況にあり、ここ数年においては医業収入が大きく減収傾向にありますので、医療体制の根本的見直しも念頭におきながら、さらなる医業収益の増収対策として「十五対一看護」の施設基準の取得を目指すほか、地域住民からの要望が高いリハビリテーション事業の開設にも取り組むなど、医療資源や財政の制約も認識して、地域にとって真に必要な医療の内容を把握し、その医療の提供に全力で取り組む所存であります。

第三に「自然を愛し、豊かな自然環境を守り、自然との調和を図り安全で安心して暮らせる防災の町づくり」であります。

自然災害に対し、防災・減災対策を強化していくことは



防災講演会

重要であり、近年、大規模な地震や津波、土砂災害等がいつどこでも発生しうることや施設能力を超える災害が各地で発生している状況にあります。

海に囲まれ、多くの急傾斜地を有するわが町で、災害を百パーセント未然に防ぐことは極めて厳しい状況であります。被軽減に資する減災対策を早急に実施していくことが急務であります。

そのため、ハード整備に加え、防災情報の適切な提供や精度の高い防災訓練の実施、基礎的な防災知識の取得、危

機意識向上のための防災教育の実施等、より災害に対する安全性を高めるなど、総合的なソフト対策の充実を図ってまいります。

さらに、防災対策をしつかりと実施してゆくためには、行政単独で対策をとるだけでは減災は至難なことでありますので、町民皆様と行政が協働で地域の防災力を向上させる防災のまちづくりに努めてまいります。

道路整備について申し上げます。

道路は町民の生活の充実・向上をはじめ災害に強いまちづくりなどの基本となる安全・安心の面や産業の振興など地域経済の推進と発展に大きな役割を果たしております。

町道については、昨年度着手した津波等の対策として重要な防災道路となる種富九号線道路改良事業を引続き進めてまいります。また、自治会要望である町内の町道維持補修整備などを実施し、町道の維持管理に努めてまいります。

なお、冬期間における交通安全や生活路線確保のため、安全対策を強化し、町道の効率的な除排雪に努めてまいります。

道道については、交通安全対策上懸案箇所として整備を進めている泉町地区の道路改良事業につきましては、本年度完成に向けて要望してまいります。

さらに、冬期間の交通確保上で新湊地区から栄浜地区間の防雪柵設置事業の早期完成に向けて要望してまいります。

また、北海道に要望しております日出町地区の道路改良整備につきましても、整備促進を図られるよう引き続き要望してまいります。

次に、簡易水道、下水道について申し上げます。

はじめに簡易水道についてありますが、昨年三月に仙法志地区を水源とする良質な水が杓形地区に通水され、安定的且つ安全に供給されております。

本年度も、町民の皆様にご



利尻島国保中央病院

ばれる、安全で良質な水の供給を図り、町民皆様が安心して暮らせるよう水道施設の維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、住環境の改善向上や海などの地域における環境保全に大きな役割を果たしております。

昨年度から引き続き計画区域内で管渠の未整備でありました地区の管渠布設工事が、本年をもって完了となり、計画区域内での整備がすべて終了いたします。

下水道施設においては供用開始から十年余り経過しており、処理施設である沓形浄化センターにつきましては、長寿命化計画を基に機械や電気設備の更新等を図り、仙法志クリーンセンターや平成二十四年に供用開始しております、し尿前処理施設においても、町民の皆様が安心して暮らせるよう適切な維持管理に努めてまいります。

また、下水道処理区域外の地区につきましても、引き続き合併処理浄化槽の設置が進

むよう努めてまいります。

次に、住宅について申し上げます。

住宅は、町民が健康で文化的な生活を営むうえで、最も基礎となる生活の場であります。「公営住宅等長寿命化計画」に沿って、整備の目的である良質で住みよい住宅を低額所得者に供給するという観点から入居募集の世帯数や状況を考慮し、適切な戸数の確保に努め、既存の住宅についても、老朽化が著しい住宅の用途廃止にも配慮しつつ、適切な住環境を確保するために、その維持・補修にも努めてまいります。

次に、治山・治水について申し上げます。

近年の異常気象において、豪雨時に土砂流出災害の発生している現況を踏まえ、引き続き関係機関へ積極的に要請を続けるとともに、町としても計画的な事業の実施を進めるとともに、土砂流出時には、迅速かつ、的確に対応するよ

う今後とも努力してまいります。

北海道においては、タネトナナイ川の火山砂防事業が、また、仙法志本町地区での復旧治山事業が継続して実施されます。

次に、みどりの環境づくりについて申し上げます。

森林については、本年度も引き続き、関係機関との連携やボランティア活動等の協力を得ながら、本数調整伐や下刈、つる切り等の事業を実施してまいりますとともに、各学校や関係機関の協力のもと



森林公園（ハンガロー）

行われています。緑の募金活動を通して緑化の啓蒙に努めてまいります。

また、町民の皆様とともに、潤いや思いやりのあるまちづくりを推進することを目的に実施されております「花いっぱい運動」は、全町民で取り組むまちづくり事業として、歴史ある事業の一つとなっております。今後も、主催する関係団体と協働しながら、住みよい潤いのあるまちづくりを推進してまいります。

森林公園については、本年度も施設の状況を的確に把握しながら適切な維持管理に努めてまいります。

海岸保全事業につきましては、災害・防災上からも重要かつ急務であり、本年も引き続き仙法志政治地区、元村地区の海岸整備工事の実施について北海道に要望してまいります。

次に、交通安全対策と防犯対策ですが、本町は平成二十七年二月二日に「交通

事故死ゼロ二千日」を迎えます。

関係機関や職場、団体等のご尽力と町民のご理解を得ながら、連携を深め、本年も引き続き、「ストップ・ザ・交通事故」くめさせ、安全で安心な町をくをスローガンに、交通事故防止に粘り強く取り組んでまいります。

また、防犯対策であります。また、警察その他の関係機関と連携し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域防犯組織の活動の充実など、防犯活動の促進に努めてまいります。

第四に「未来をつくる子どもたちが幸せで、郷土愛にあふれ、情操豊かな人を育み、文化を高める町づくり」であります。

本町の教育は、自然に恵まれた利尻を愛し、そこで育まれた豊かな心を持ち続けながら変化の激しい時代をたくましく生きて行くために、自己充実だけでなく地域全体の向上にも目を向け、自発的・自

立的に共に学びあう学習環境のもとで、心豊かにいきいきと学び、利尻の新しい時代を担う人材を育むという教育理念を定めています。

そのために、少子・高齢化や人口減少社会、グローバル化などによる社会情勢が急速に変化するなかで、町民の期待に応えていくために、教育に携わる全ての関係者が一丸となって、それぞれの果たすべき役割と責務を明確にし、行動していかねばなりません。

このような認識の基に、人として優しく広い心づくりと自立してたくましく生きる人づくり、誰もが楽しく豊かに学べる生涯学習環境づくり、みんなのちからでみんなが誇れる町づくりをめざしてまいります。

まずは、学校教育と社会教育が連携し、学校と地域が互いに支援し合う学社連携による生涯学習社会の実現に向けて推進してまいります。

そのひとつとして利尻町交

流促進施設にある図書室に新たな図書管理システムを導入し、公民館図書室や学校図書室に保管されている図書情報の共有化による閲覧と貸し出し業務を拡げること、学校と社会教育施設の機能を連携してまいります。

学校教育では、子どもが安心して学校生活をおくれるように、通学路における交通安全全標識の掲示や特に冬期間における町道の歩道除雪に努めてまいります。

さらに、心身の健やかな成長を促す教育の推進事業として教育環境を整えるために、利尻町立中学校新設基本計画に着手いたします。

利尻町立中学校新設計画検討委員会において基本計画を検討し、学校施設の配置や内部構成などをかためて実施設計に向けて取り進めてまいります。

次に、生涯学習に対応した社会教育の推進であります。

心豊かにいきいきと学び、

活力ある町づくりをめざすための人材育成に努めてまいります。

基礎的・基本的な知識などを活用できる力を育むことが求められますので、利尻町に生まれた『あかちゃん』と『保護者』が心触れあうひとときを持つためのブックスタート事業をはじめ、生涯学習の観点にたった社会教育事業の実施や社会教育施設・体育施設の整備を行うなど、町民の学びの場の提供と環境整備に取り組んでまいります。

一方、国では、教育の政治的中立性、継続性と安定性を確保しつつ、責任の明確化や迅速な危機管理対応などについての改善を図るとともに教育方針を協議する総合教育施策会議（仮称）を新設するなど教育委員会制度の改革案が検討されておりますが、いつの時代にあっても、どのような状況にあっても子どもたちの明るい声や元気な姿は町の活力に繋がります。教育の原点をしっかりと認識し、学校

・家庭・地域が共に支え合いながら、豊かにいきいきと学び、利尻の新しい時代を担う人材を育む人づくりに努めてまいります。

第五に「エネルギーの再生・活用を図り、町民とともに地域資源を生かした地域おこしなどが元気づけられる町づくり」であります。

本町においては、エネルギーの再生・活用を図る取組みとして進めておりました総合体育館への太陽光・風力発電設備が完成し、この四月から稼働いたします。

また、「動く蓄電池」としてのEV（電気自動車）を公用車として試験導入する取組みや未利用熱等の有効活用検討事業なども実施してまいりました。

今後「利尻町地域新エネルギービジョン」（平成十七年二月策定）や「利尻町再生可能エネルギー導入ビジョン」（平成二十四年十二月策定）を指針として、地域の特性に

合った再生可能エネルギーの導入を検討、推進してまいります。

その中でも、再生可能エネルギーを活用した防災拠点の機能強化についても検討を進め、役場庁舎、学校、消防、病院などの拠点施設への導入を検討してまいります。

平成二十六年からは「第五次利尻町総合振興計画」の後期五カ年に入っていくことから、計画の柱でもある「資源蘇生によるまちづくり」を実現していくためにも、あらゆる地域資源について、保存・伝承するもの、蘇生・活用



太陽光発電システム

するものを認識し、行政、住民団体、事業者、NPO等が連携していく体制づくりを進めるとともに、見直すものは見直し、現実的にかつ地域おこしなどが元氣よく展開される町づくりを進めてまいります。

また、地域おこし協力隊や域学連携事業などを積極的に進め、外部の人材の力も取り入れながら定住人口の増加に向けた施策についても推進してまいります。

第六に「離島と本土との格差改善」であります。

離島と本土の格差是正については、改正離島振興法が本格的に施行され、離島の果たす国家、国民的役割の重要性に鑑み、国の責務において離島振興に必要な施策がとられるよう、法律に明記されて以来、離島に対する国の様々な支援策、振興策が打ち出されております。

本町においても、それらの支援策、振興策を積極的に活用し、離島と本土との様々な

格差是正を積極的に進めていくとともに、移住・定住対策を大胆に行い、安心して住み続けられる町づくりを目指してまいります。

そのための人的体制として、北海道より職員一名の派遣を得て、その推進体制の充実を図ってまいります。

また、国、北海道に対して航空路・航空路等の人や物資全般の流通コストの改善策を引き続き強く要望するとともに、安心・安全な生活環境のための医療、防災・減災対策、青少年の教育環境の改善対策、情報格差是正策、離島町の財

政基盤安定対策など、本土との格差是正のための対策を進め、あらゆる離島振興策の拡充を引き続き強く要望してまいります。

第七に「健全財政の堅持と地道でも夢を持った着実な郷土の発展」であります。

本町の財政状況は、収入の大宗をなす地方交付税の算定減や漁業水揚げの減収による町税収入の減額が見込まれ、自主財源の確保については依然として厳しい状況下にあります。

また、歳出においても、公債償還のピークは過ぎていくものの下水道をはじめとした特別会計への繰出しや一部事務組合への負担が増加している状況でありますので、さらなる創意工夫による経費縮減も図りながら取り組むべき課題、要望に対応し、本町の活性化と町民サービスの向上に努めていかなければなりません。

今後、一般財源ベースで

歳出を抑制し、新たな財源確保など歳入全般の底上げを図りながら、財政の健全化維持に努め、将来を見据え計画的かつ的確に、地道でも夢を持った郷土の発展に取り組んでまいります。

こうした厳しい状況を打破して行くためには、町職員の能力を十分に発揮できる適正な配置や体制の整備を進める必要があります。

町職員は、全体の奉仕者としての自覚を新たにし、様々な地域住民の要望にこたえるための幅広い知識と柔軟な思考力、創造性を涵養することが重要ですので、個々の資質向上のための研修機会の充実を図り、町民の負託にこたえていく職員教育にも努めてまいります。

以上、平成二十六年年度の町政の執行にあたっての所信の一端を申し述べました。

本年は、第五次利尻町総合振興計画の後期計画五カ年のスタートの年でもありますので、町民の皆様のご希望やご

意見をしっかりと正面から受け止めて、町民の皆様の幸せのために、限られた財源をメリハリをつけて、より効率的に、「明るく元氣な町づくり」に向けて、全身全霊を傾注して取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いを申し上げます。



平成26年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会

教育長 川端 一 輝



平成二十六年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、平成二十六年利尻町教育行政執行方針の主要な政策について申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様並びに教育関係者のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

はじめに

我が国が直面している少子・高齢化や人口減少が進行している中で、インターネットの普及、情報の氾濫などによる多様化・グローバル化など社会環境が大きく変わり、社会がますます複雑に変化する状況下において、子どもたちが将来必要になる能力や考え方を身につける「次世代教育」がまさに必要とされています。

そのために、コミュニケーション力、情報を精査し活用するためのインターネットを使いこなす基本的な能力や問題解決力・思考力、ICT分野における知見やノウハウ、想像力を使って新しく独創的なアイデアやものを作り出す能力が求められています。

一方、国においては「教育委員会制度」の抜本的な改革をはじめとし、「教科書選定問題」、「道德教育の教科化」や「英語教育の改革」、「中高歴史に係る教育課程の問題」、「学力・体力の向上」など多岐にわたり、教育を取り巻く現状は大きなうねりとなり、改革・変革が進められようとしています。この大きな改正について、当教委としても注視をしつつ、適正に対応していく必要があるものと認識しているところであります。

本町としては、このような社会情勢や教育界の変革と現状をふまえ、利尻町教育推進計画の基本理念である「心豊かに生き生きと学び、利尻の新しい時代を担う人材を育む」ための利尻町教育のめざす姿の達成に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成二十五年度で仙法志小学校の耐震改修・大規模改造工事を終え、避難施設

対策としての発電機設置など、学校施設の環境整備とあわせて防災対策事業に取り組みました。

平成二十六年において、町内二つの中学校を統廃合し、利尻町立中学校新設計画の取り組みを進めてまいります。

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であるとともに、地域住民にとっては、公共施設の中で身近な施設であり、災害発生時には子どもたちの安全確保や地域住民の避難所として、命と安全を守る重要な役割を担っています。

このことから、学びの場としての学校、生活の場としての学校、地域とともに歩む学校という三つの視点による基本方針を設定し、新しい中学校づくりに向けて進めてまいります。

また、社会教育推進の総括目標として「心豊かにいきいきと学び、活力ある町づくりをめざすための人材を育成する社会教育の推進」を定め、重点として利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進、地域

利尻町教育のめざす姿

利尻町教育のめざす姿は、人として優しく広い心づくりと自立してたくましく生きる

対策としての発電機設置など、学校施設の環境整備とあわせて防災対策事業に取り組みました。



あります。

推進事項の重点項目一として「自立した生き方を支える教育の推進」では、確かな学力の向上をめざす教育の推進として全国学力・学習状況調査などを行い、その結果を検証し、児童生徒一人ひとりが取り組むべき学習課題を見つけ出し、それに基づき学校改善プランの見直しなどを行い、これからの学習指導計画を組み立てる一方、

重点項目二「新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」では、探求的な学習を通して学び方やものの考え方を身につけるために、島の自然や歴史に親しみ、島の人たちとのふれあいの中から、将来の自分の生き方について考え、自分見つけた課題にしっかりと取り組むための職場体験・福祉体験学習やハッ沓タイムなど、総合学習によるふるさとの特性を活かした教育や情報教育を実践してまいります。

また、福祉施設の訪問や交流により高齢者とのふれあいを大切にし、地域を理解することや環境教育など、社会の変化に柔軟に対応する教育の推進に取り組んでまいります。

重点項目三「豊かな人間性と感性を育む教育の推進」では、自ら考え、判断し、行動する力を身につけ、思いやりや立場を尊重し、寛容な心を持つ道徳教育の推進、社会情勢の変化に伴い母語としての国語の重要性が指摘されている中で、自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させ、効果的に社会に参加するために、書かれている文章を理解し熟考する能力を高め、読解した事柄を目的や意図に応じて活用する力の向上推進に取り組みます。



で子どもたちを育てる環境づくりの二項目をあげております。

利尻町の学力向上のために作成した独自の問題集を、夏休みや冬休みの合同学習会ですべての子どもたちが有効に活用するとともに、合同学習会

には町民の方々のボランティアの協力を得ながら、町全体で子どもたちの学力向上をめざし、自立するための基礎である子どもたちの意欲をかきたて、自ら学び続けようとする志を養い、確かな学力の向上を図ってまいります。

また、読書力と学力向上との関係が大きく注目されており、読書週間の形成とその指導の充実を図り、今年度においても図書購入をしながら、総合学習のための図書の整備

また、図書まつりやクリスマス会なども開催してまいります。

心豊かにたくましく生きる

子どもの学校教育の推進

心豊かにたくましく生きる子どもの学校教育の推進に関する主要な方針について、申し述べさせていただきます。

まず、「利尻を愛し、夢と希望に向けて挑戦する子どもを育てる学校教育の推進」で

また、「読書力と学力向上との関係が注目されており、読書週間の形成とその指導の充実を図り、今年度においても図書購入をしながら、総合学習のための図書の整備

充実など、読書環境と家庭や地域との連携による活動の推進とその改善に努め、図書ボランティア活動の支援員の協力を得ながら、学校での朝読書会を行い、子どもたちが読書に親しみながら「読むこと」、「書くこと」、「まともがでること」などの感性を磨くことにも重点を置いてまいります。

さらには、本年度においてもALIT（外国語指導助手）を活用した児童生徒の外国語教育を進め、さらなる語学教育の充実に向けてまいります。

重点項目四「心身の健やかな成長を促す教育の推進」では、平成二十六年において、利尻町立中学校新設計画検討委員会で中学校新設基本計画を検討していただき、そ

ここで話し合われた基本計画を基本とし、町議会の皆様のご意見やご審議をいただき、理事者の判断のもと、学校施設の建設に向けて、年内の実施設計づくりにつなげていきたいと思います。

また、本年度も特別支援教育支援員を必要とする町内小学校二校に支援員を配置し、校内支援体制の整備を進めるとともに、パートナーティーチャーパー派遣事業の支援・協力も得ながら、学校が抱える課題の把握と対処対応について取り組んでまいります。

さらに、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう安全教育の推進として、昨年度に児童生徒の安心・安全な通学の確保のために、通学路に信号機を設置していただいたことに加えて、通学路の交通安全標識の掲示や交通安全対策としての周知を図ってまいります。

なお、冬期間において通学路となる町道や道の歩道の確保などについては、町長部

局や北海道との協力連携を今後もさらに深めていく一方、冬期間における児童生徒の通学の安全確保のために、スクールバス通学で定められている規定距離にわずかに満たない児童生徒であっても、規則の見直しを行い、スクールバス通学ができるようにしたところに加え、子どもたちの登下校時についても、関係者との連携のもとに安全確保に努め、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを推進してまいります。

重点項目五「信頼される学校づくりの推進」では、校内研修の充実をはじめ、今日の課題を的確にとらえ、子どもへの愛情を持ちながら教師としての強い使命感を抱き、本町の教育目標の具現化のために、教職員が一丸となって取り組める環境整備に努めてまいります。

また、学校が保護者や地域住民の声に応え、地域の特性を活かした学校づくりをはじめ、教職員が職務に対す

る強い情熱と確かな力量、総合的な人間力を備え、資質と指導力向上などを目指して、より一層の実践強化を図ってまいります。

未来を切り拓いていく子どもたちのために、その礎を築くためには、教育委員会・学校・地域が互いの信頼関係を基礎に、「すべては子どもたちのために」向かって、力をあわせて育んでいくことが大切であると考えております。

そのために、学校評価、学校教職員評価においては、地域を代表する学校評議員から適切な意見などを伺い、開かれた信頼される学校づくりの実現に向けて努めてまいります。

また、地域で開催される諸行事などの協力・参加についても、地域と学校が一体となるために、これからも参加を促してまいります。



生涯学習に対応した

社会教育の推進

生涯学習に対応した社会教育の推進であります。

社会教育推進の総括目標である「心豊かにいきいきと学び、活力ある町づくりをめざすための人材を育成する社会教育の推進」は、心の豊かさや地域の活力と生きがいを求め、町民一人ひとりがいきいきと生活していくことを目標としております。

重点として、利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進、地域子どもたちを育てる環境づくりの二項目をあげております。

推進事項の重点項目一として「利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進」で、生涯学習・社会教育の推進や生涯各期及び領域に応じた学習活動の充実などでは、これまでも実施してまいりました放課後児童特別対策事業の



他、本年度においては新規事業として、利尻町に生まれた赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるためのブックスタート事業を立ちあげました。

さらには、郷土資料室（どんと図書室）の図書と、公民館や各学校図書室の図書の蔵書管理のための端末機をそれぞれの施設に設置し、その情報の共有化や貸出業務の拡張



になって大会を目指し、そこに向かって努力し励んでいくための支援などを引き続き続けてまいります。

さらには、運動公園の芝のガラスによる食害からの保護対策や、スキー場リフトの整備、利尻町交流促進施設の大ホールの舞台器具や照明設備などの補修などにも取り組み、安全で安心して使えるための施設整備に努めてまいります。

術展示会、町民スキー大会や利尻島一周ふれあいサイクリング大会など、多様な事業を展開してまいります。

また、昨年に引き続き「劇団四季」利尻公演が開催されることから、子どもたちに生きた芸術鑑賞にふれる機会を提供するために、指導者や関係団体との連携による事業を行っていくこととしております。

なお、町民がさまざまな情報に接することが、子ども一人ひとりの興味関心を引き起こし、子どもたちを育てる環境づくりに繋がるものと考えることから、「どんと発あなた行」などにより、社会教育からの各種事業や情報提供をこれからも続けてまいります。

おわりに

未来の可能性を秘めている子どもたちの元気は、町の元気に繋が



力であると思うからであります。

さらには、教育行政の礎である「学びあい」・「鍛えあい」・「助けあい」の三あいを合言葉に、教育は学校だけでなく、保護者や地域の方々の参加を促し、町民全体で子どもを育てあげることに関心をあて、これからも教育行政と教育関係者が連携し、一体となって取り組んで行く所存であります。

利尻町教育の理念である「心豊かにいきいきと学び利尻の新しい時代を担う人材を育む」ために、利尻町教育委員会としましては、町の将来を担う子どもたちが、個性を伸ばし可能性を切り拓き、自らの力で明るい未来を創っていくことができるように取り組んでまいりますので、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様、教育関係者の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

のために、新たに蔵書管理システムの導入に取り組みます。また、子どもたちが学校活動以外に活動する場として野球、サッカー、剣道、バレーボール、スキー少年団などがあり、一人の子どもが活動日や時期に応じていくつものスポーツ少年団に参加していますが、そのことは町民による指導体制が確立しているからと言えます。

重点項目二「地域で子どもたちを育てる環境づくり」では、学習機会の提供やリーダー養成のために、子どもたちを島外の研修会に参加させることや、子どもたちが町内各種事業に参加するために、教育委員会主催事業だけではなく、町内の指導者や文化・体育関係団体とともに事業を企画し、子ども文化の集いや町民芸能祭、少年カルタ大会、浮島まつり、小中学生書道美

全国町村議会議長会長表彰

※町議会議長として七年以上

町議会議長として多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献された功績が認められ、全国町村議会議長会長より表彰されました。



利尻町議会議員
藤井 信幸氏
(仙法志字神磯)

※町議会議員として十五年以上

町議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献された功績が認められ、全国町村議会議長会長より表彰されました。



利尻町議会議長
江戸 克廣氏
(沓形字本町)

宗谷管内スポーツ推進委員功労者表彰



糺屋 真理氏

硬式テニス指導者として永きに亘り活躍され、本町の社会体育の推進・発展に努められると共に、平成15年4月からは利尻町スポーツ推進委員に就任され、硬式テニスの指導・普及、軽スポーツの指導・普及に尽力されました。その功績が認められ宗谷管内スポーツ推進委員功労者として宗谷管内スポーツ推進委員協議会長より表彰されました。



利尻町ふるさと応援寄附について

利尻町では、「心のふるさと利尻」を想う人びとに寄附という形でまちづくりに参画いただき、「協働のまちづくり」を積極的に進め、最北の国立公園の美しい利尻島を守り育て、個性豊かで活力あるまちづくりを一層推進するため、「利尻町ふるさと応援寄附」を募っております。

本町の魅力ある政策を全国にPRしながら、内からは「誇れる地域」、外からは「憧れる地域」、「住んでみたい地域」となるよう、今以上の満足度とイメージの良い魅力的な町をつくってまいります。皆さんのご寄附が利尻町の未来を創ります。皆さんの心温まる応援を心よりお待ちしております。

●寄附を募集する事業内容

次の7つの応援メニューから選択いただき、寄附金はその応援メニューに関する事業に充てさせていただきます。

1. 環境保全に関する事業		産業廃棄物有効活用事業
		登山道整備事業
		緑豊かな町づくり事業
		ふるさと記念植樹（桜ロード）事業
		利尻の自然環境に関する保護・保全事業
2. 保健、医療、福祉に関する事業		医療技術者、介護福祉士の人材育成及び確保事業
3. 教育、文化活動に関する事業		海藻クラフト普及事業
		歴史的建造物保全事業
		伝統芸能伝承事業
		食文化や地域行事継承事業
		その他、利尻特有の教育、文化推進事業
4. 地場産業及び地域振興に関する事業		ウニ、ナマコ人工採苗及び中間育成事業
		コンブ増産対策事業
		商店街活性化及び振興対策事業
5. 観光に関する事業		新たな観光スポット創出事業
		冬のイベント及び観光誘致事業
		海外及び国内観光客の誘致事業
6. 国内及び国際交流に関する事業		都市との交流事業
		国際交流促進事業
7. NPO法人支援に関する事業		利尻町内のNPO法人支援事業

●寄附金の募集方法 ～下記のいずれかで応募願います。～

※寄附金は一口5,000円を基本としますが、おいくらでも構いません。

（寄付金控除を受ける場合の最低額は2,000円となっておりますので、寄付金控除の必要がない場合は、おいくらでも構いません。）

○電話によるお申し込み方法…お電話いただければ申し込み・問い合わせができます。

■電話番号／利尻町役場 総務課企画振興係 0163-84-2345

○オンラインでのお申し込み方法…WEB上で必須項目を入力するだけで受付されます。

■利尻町ホームページURL <http://www.town.rishiri.hokkaido.jp>（くらしのページ）

平成25年10月1日～平成26年3月31日までに、次の方々からふるさと応援寄附がありました。厚くお礼申し上げます。（単位:円）

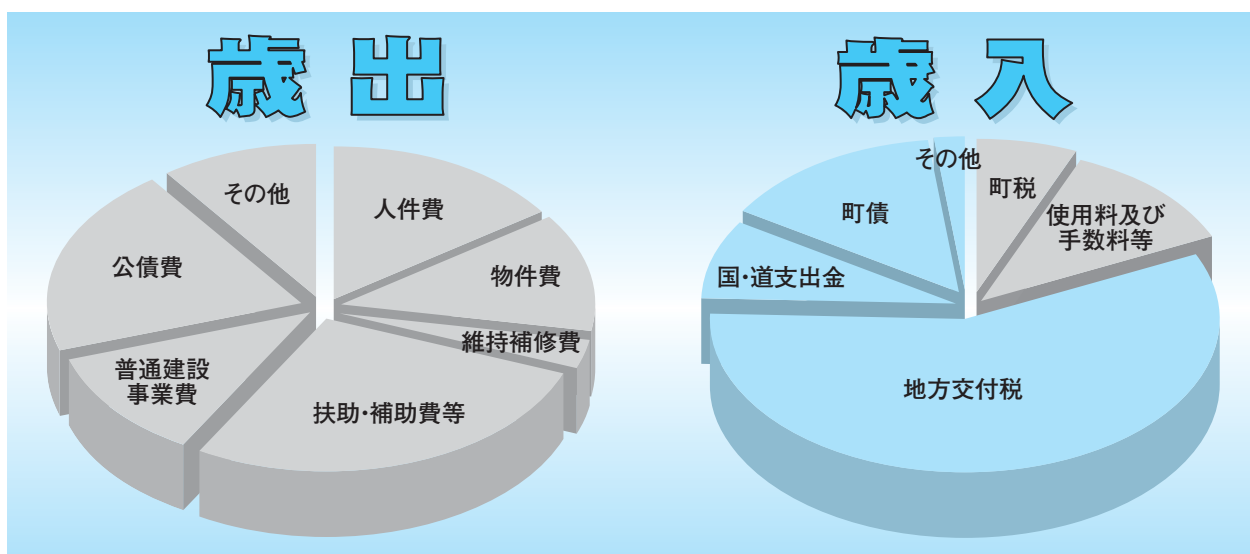
月日	氏名	金額	月日	氏名	金額	月日	氏名	金額
12/9	神奈川県 藤壇達仁 様	10,000	12/30	札幌市 竹内英夫 様	10,000	3/10	東京都 三益 潔 様	100,000
12/17	宮城県 近村 寛 様	1,000	12/30	東京都 新井國弘 様	10,000	3/13	札幌市 佐々木敦 様	500,000
12/26	神奈川県 渡辺勝久 様	10,000	2/28	当別町 藤井 学 様	50,000	期間計 8件 691,000円		

平成25年度合計 25件 5,471,000円

予算が決まりました!

50億5,768万3千円

一般会計歳入歳出の内訳
総額 31億9,800万円



各会計予算比較表

(単位:円)

会計別	平成24年度決算額(歳出)	平成25年度当初予算額	平成26年度当初予算額	予算額前年度比較
一般会計	3,222,626,327	3,051,000,000	3,198,000,000	147,000,000
特別会計	1,959,423,721	1,699,809,000	1,859,683,000	159,874,000
国民健康保険事業	357,719,592	370,960,000	370,092,000	△ 868,000
後期高齢者医療	43,152,853	42,526,000	51,326,000	8,800,000
介護保険	240,485,227	241,895,000	244,256,000	2,361,000
簡易水道	451,169,759	70,879,000	85,802,000	14,923,000
下水道事業	164,848,621	159,567,000	146,794,000	△ 12,773,000
漁業集落排水施設事業	47,039,469	52,261,000	57,090,000	4,829,000
宿泊施設	189,859,691	213,700,000	214,366,000	666,000
特別養護老人ホーム	198,362,064	205,510,000	199,870,000	△ 5,640,000
し尿前処理事業	17,781,081	18,500,000	19,480,000	980,000
港湾事業		20,010,000	153,994,000	133,984,000
砕石事業(収益収支分)	249,005,364	304,001,000	316,613,000	12,612,000
合計	5,182,050,048	4,750,809,000	5,057,683,000	306,874,000

平成26年度の各会計

一般会計ほか全会計総額

一般会計歳入の内訳

自主財源 5億8,626万1千円(18.3%)

利尻町が自前で確保した財源

町税 203,317千円(6.4%)

町民税所得割、固定資産税等は従来から、地方税法で定められている標準税率で課税しています。

使用料及び手数料等

382,944千円(11.9%)

町の施設を使ったときや、役場で証明書などを発行したときにかかる使用料及び手数料や、保育料などの分担金及び負担金、土地や建物の貸付料などの財産収入、諸収入などがあります。



依存財源 26億1,173万9千円(81.7%)

国などに依存している財源

地方交付税 1,840,000千円(57.5%)

市町村民税などによる収入は全国の市町村間で大きなばらつきがあり、収入の少ない町ではやりたい事業ができなくなります。そこで不均衡が小さくなるように国からもらうお金が地方交付税です。このお金は所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税が使われており、皆さんが国に納めた税金の一部が町に返ってくるかたちになります。

国・道支出金 264,168千円(8.3%)

事業には国や道からのお金だけで行うものや、一部国や道のお金で残りは町のお金を使うものなどがあります。このように国・道から入ってくる使い道の決まっているお金です。

町債 454,100千円(14.2%)

道路や港湾、建物などをつくる時、町が計画的に借り入れできるお金です。

その他 53,471千円(1.7%)

一般会計歳出の内訳

人件費 495,121千円(15.5%)

職員の給与費

物件費 393,535千円(12.3%)

施設の管理費等

維持補修費 100,090千円(3.1%)

道路や施設等の維持補修費

扶助・補助費等 883,067千円(27.6%)

病院等の一部事務組合や団体等への補助金

普通建設事業費 372,193千円(11.6%)

道路や施設等の建設費

公債費 638,503千円(20.0%)

借入金の返済

その他 315,491千円(9.9%)

おもな事業費

- 杓形港整備事業…………… 153,698千円
 - ・ 国直轄杓形港整備事業管理者負担金ほか
- 地域情報通信基盤整備事業… 80,198千円
 - ・ デジタルテレビ中継局リバック工事ほか
- 道路新設改良事業…………… 80,064千円
 - ・ 種富9号線道路改良工事、種富9号線道路舗装工事ほか
- 自立支援事業…………… 74,733千円
 - ・ 自立支援給付費、自立支援医療費ほか
- 道路維持事業…………… 41,688千円
 - ・ 除雪業務委託料、御崎地区防雪柵改修工事ほか
- 離島漁業再生支援事業…………… 37,354千円
 - ・ 離島漁業再生支援交付金ほか
- 中小企業融資資金利子補給金事業…
 - ・ 中小企業融資預託金ほか

22,035千円
- 離島住民航空運賃助成事業… 15,644千円
 - ・ 離島住民割引運賃負担金ほか

※金額には「国」や「北海道」などからの補助金等が含まれております。

利尻町職員事務分掌一覽表

平成26年4月1日 現在

町長 保野 洋一

副町長 田尻 隆志

教育長 川端 一輝

総務課	課長 佐々木 日出雄 課長補佐 小玉 喜衛	総務係	係長 (小玉 喜衛)	主査 柴田 修子 主任 高松 宏樹・小坂 勝敏 主事 井田慎太郎・濱田 陽介 神田 朱莉・木村 嵐
		財政管財係	係長 新谷 司	
		防災広報係	係長 佐藤 弘人	
		環境エネルギー係	係長 (佐藤 弘人)	
		企画振興係	係長 宮道 信之	
		定住移住推進係	係長 梅原 剛志 (道より派遣)	
		税務係	係長 鎌田 正吾	
保健福祉課	課長 葛西 圭吾 (沓形保育所長・高齢者生活福祉センター所長・地域包括支援センター長) 課長補佐 根上 光	町民係	係長 竹口 和人	主任 佐藤 陽子 主事 石川 拓蔵・安達 咲 中村 健太・伊勢璃里子 保健師 工藤めぐみ 管理栄養士 町村 美咲
		福祉係	係長 (根上 光)	
		保健係	係長 佐野 洋之	
		衛生施設係	係長 中川 広之	
		保健指導係	係長 鎌田 美鈴	保育士 小坂加奈絵・浜岸 貴子 主任 戸田美穂子 保育士 川口 亜希
		沓形保育所	主任保育士 対馬 紀美子	
		仙法志保育所	主任保育士 八講 有子	
		高齢者生活福祉センター	主任生活相談員 石垣 司	
地域包括支援センター		主任保健師 小松友紀恵・(鎌田 美鈴) (工藤めぐみ)		
産業振興課	課長 八講 博之 課長補佐 小杉 和樹	水産港政係	係長 (小杉 和樹)	主事 小坂 勝哉・谷口 亮 平沼 利弥・木村 祐城 技師 星田 友和
		栽培振興係	係長 宮田 秀彦	
		商工観光係	係長 張間 静也	
		建築農林係	係長 矢田 秀喜	
建設課	課長 熊谷 幸男	土木係	係長 中川 篤志	主事 神田 健・堀 啓祐
		上下水道係	係長 澤谷 敬	
		下水道技術係	係長 (熊谷 幸男)	
仙法志支所	支所長 平等 清文 (仙法志保育所長・高齢者共同生活施設所長)		次長 北島 政幸	主任 尾上 幾美
宿泊施設	総支配人 (補佐職) 今野 淳		支配人 柴田 昭夫 調理長 井田 夫作	主事 塚本 雅幸・稲葉 康平
碎石事業所	所長 村谷 邦彦		次長 三上 信悟	
特別養護老人ホーム	所長 斉藤 喜好		総務係長 佐藤 和久史 介護業務主任 大窪 知史	生活相談員 俵谷 隆浩・山本 侑矢 主任看護師 佐々香代子 看護師 石橋 昭代 栄養士 松谷 つぐみ 介護福祉士 八木 亜紀・入井由美子・杉田有希子 高田初実・山本 藍・太田雅寛
会計管理者	安藤 敏朗	出納係		主任 長内 さゆり
教育委員会	教育課長 西谷 榮治 (学芸課長)	管理係	係長 対馬 譲	技手 新浜 直樹 主事 齋藤 悠
		社会教育係	係長 関根 智敏 主査 古屋 恵一	主事 北村 克利
		学校公務補		沓中 加藤 敏文
		博物館	学芸係長 佐藤 雅彦	
議会事務局	局長 飯田 敏一	主事 一橋 知穂		
病院組合	事務部長 小坂 実	庶務係	主任 工藤 雄介	

※ は4月1日付け異動 ※ は4月1日付け昇格 ※ は4月1日付け新採用 ※ () は他係を兼務

●博物館発行情報●

●貞伝仏・万体仏

浄土宗大雄山専称寺（仙法志字政泊）に一寸あまりの鑄銅の阿弥陀如来像がある。これは青森県東津軽郡今別町にある浄土宗本覚寺第五世住職貞伝上人（一六九〇～一七三一）が晩年に製作したものである。

この仏像が専称寺にあるのは、檀家で仙法志字神磯に住んでいた辻七郎さんが保管していたことによる。辻さんの祖父で明治一六年

（一八八三）に利尻島の石崎に住み着いた政吉さんが、現在の天塩町の秋味漁で拾

ったものと伝えられ、背面に「貞伝仏」が刻まれていると専称寺住職工藤浄真さんが話してくれた。

専称寺に残されている阿弥陀如来立像のことは貞伝上人の事績が記されている「貞伝上人東域念仏利益伝」（『今別町史』にある。享保一二年（一七二七）に貞



伝上人が建立した「金銅塔婆」は古金物など募った七〇〇貫で造られた。余った地金で、享保一五年（一七三〇）に阿弥陀如来像一万体を鑄造したという。

信者に与えられた阿弥陀如来像は貞伝仏、万体仏といわれている。銅と亜鉛を混合して簡単に造られた阿弥陀如来像。安産や災難よけのお守りだけでなく、漁夫や船夫のお守りとして普及していたといわれている（氏家等『移住とフォークロア』）。

青森県津軽地域で一〇体、新潟県糸魚川市で一体、北海道福島町で七体、長万部町で一体、北海道開拓記念館で三体、利尻町で一体や松前町、伊達市などでもかなりの数が確認されている。青森県津軽から利尻島には江戸時代末期から渡島していることから、島内各地には貞伝仏・万体仏が眠っているかもしれない。津軽に縁のある家々の調査を行いたい。

皆さんの「出迎え」や「見送り」への協力をぜひお願いします！

平成26年度 クルーズ船寄港予定一覧(沓形港)

入 港 日	入港時刻	出港時刻	船 名
5/22 (木)	7:00	18:00	カレドニアン・スカイ
5/25 (日)	14:00	19:00	ハンセアティック
6/19 (木)	8:30	18:00	ぱしふいっくびいなす
6/23 (月)	8:00	18:00	ぱしふいっくびいなす
6/30 (月)	8:00	18:00	ぱしふいっくびいなす
7/7 (月)	8:00	18:00	にっぽん丸
7/21 (月)	8:00	18:00	にっぽん丸
8/28 (木)	8:00	17:30	にっぽん丸
8/31 (日)	8:00	17:30	にっぽん丸
9/3 (水)	8:00	17:30	にっぽん丸



利尻町職員の給与・職員数のあつまり

町民の皆様にも、町行政についてより一層ご理解を深めていただくため、
職員の給与や職員数がどうなっているのか、その概要をお知らせいたします。

〔給与〕

町職員の給与は、国の職員の給与を基準にし、毎年国や道、他の市町村とのバランスを
考えながら、町議会の議決を得て条例で定め
られています。国の職員の給与を100として
見た場合、利尻町職員の給与は平成25年4月1
日現在100.2（国の給与改定特例法の削減前
では92.4）となっています。

〔職員数〕

町職員の数は、平成25年4月1日現在で91名
となっています。

主な内訳は、一般行政部門で50名、特別行
政部門（教育関係）で12名、公営企業等部門
（特養、ホテル、砕石等）で29名です。

○給与のしくみ

毎月決まって支給されるもの	給 料	一般的に基本給と言われるものであり、経験年数や職員の責任の度合いによって条例で定められているもの
	扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されるもの
	住 居 手 当	職員の住宅に対し、住宅料の一部を支給するもの
	通 勤 手 当	職員が勤務地から片道2 km以上離れた所から通勤している場合に支給されるもの
実績に応じて支給されるもの	管 理 職 手 当	課長及び課長補佐職の者が給料の6.5%～8%の範囲で支給されているもの
	特 殊 勤 務 手 当	危険な作業や困難な業務に従事するものに支給されるもの
	時 間 外 勤 務 手 当	勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるもの（夜間・休日勤務等）
一定の時期に支給されるもの	期 末 勤 勉 手 当	一般的にボーナスといわれるもの
	寒 冷 地 手 当	一般的に燃料手当といわれるもの
	退 職 手 当	退職時に勤務年数や退職時の給料額に応じて、決められた支給率によって支給されるもの

○人件費の状況

平成24年度の一般会計決算のうち、人件費が占める割合は次のとおりです。

人件費には、職員に支給する給与の他に特別職に支給する報酬・給与なども含まれます。

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件比率 (B/A)	23年度比率
3,231,088千円	500,480千円	15.49%	14.52%

○給与費の状況（平成25年度利尻町一般会計）

職員数 (A) (一般行政職)	給 与 費 (B)			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
59人	215,765千円	25,846千円	77,249千円	318,860千円

※ 1人あたり (B/A) = 5,404千円



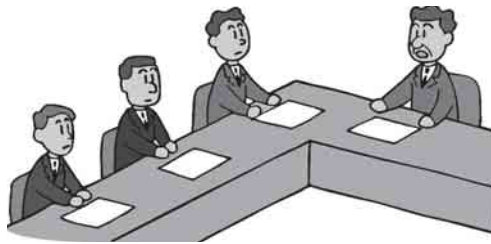
○職員の初任給と平均給料月額（平成25年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	初任給	採用2年 経過後の 給 料 額	経験年数区分別平均給料月額			平均年齢 (歳)	平均給料 月 額	
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満			
一般行政職	大学卒	172,200	185,800	-	-	346,300	41.7	296,663
	短大卒	149,800	161,600	225,800	269,600	-		
	高校卒	140,100	149,800	215,000	259,900	287,800		

○特別職の給料等の状況（平成25年4月1日現在）

町長等の理事者や町議会議員の給料などは、一般職とは別の条例で定められています。



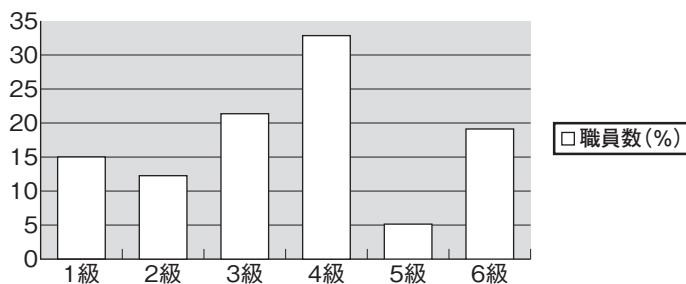
区分	給料等月額	期末手当の支給割合（月分）			寒冷地手当
		6月期	12月期	合計	
町長	550,000円	1.25	1.6	2.85	0
副町長	530,000円	1.5	1.65	3.15	(基準額の) 1/2
教育長	512,000円				
議長	235,000円	1.35	1.25	2.6	-
副議長	190,000円				
議員	170,000円				

○職員手当の状況（平成25年4月1日現在）

手当名	内 容	備 考	手当名	内 容	備 考
扶養手当	①配偶者 13,000円	国と同じ	期末手当及び勤奨手当	[期末手当] [勤奨手当]	国とは一部異なる
	②配偶者以外の扶養親族 6,500円			6月期 1.225 0.675	
住居手当	③15歳以上から22歳までの子供 5,000円加算	国とは一部異なる	寒冷地手当	12月期 1.375 0.675	国とは一部異なる
	①自己所有住宅 5,000円			合計 2.60 1.35	
通勤手当	②借家で家賃が12,000円を超える場合 家賃額に応じて、27,000円を限度に支給	国と同じ	退職手当	※職務上の段階等による加算措置あり	国と同じ
	①交通機関利用者 バスなどの運賃に応じて55,000円を限度に支給			課長職 15% 課長補佐職 12%	
特殊勤務手当	②自家用車利用者 通勤距離に応じて20,900円を限度に支給	国と同じ		係長職 10% 主査主任職 5%	国とは一部異なる
	利尻町には3種類の特殊勤務手当があります。			扶養親族などの数に応じて、次の範囲で支給される。 44,000円～116,800円	
	①感染症等防疫作業手当			[自己都合] [勤奨・定年]	
	②火薬類取扱業務手当			勤続20年 20.58 25.725	
	③潜水作業手当			勤続25年 33.075 39.69	
				勤続35年 46.55 55.86	
				最高限度額 55.86 55.86	

○一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

一般行政職とは、一般的に言う事務系職員のこと（税務や下水道などの担当は除く）で、現在は59名です。



級別	役職名	職員数(構成比%)
1級	主 事	10名 (15)
2級	主事・技師	9名 (12)
3級	主任・係長	16名 (21)
4級	係 長	14名 (28)
5級	課長補佐	2名 (5)
6級	課 長	8名 (19)

このページに関するお問い合わせは、役場総務課まで
 TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
 E-mail:soumu@town.rishiri.hokkaido.jp

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？



今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら早めに納めましょう。たとえヶ月分でも納め忘れた分がありますと、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう。

平成26年度の国民年金保険料は

月額 15,250円（付加保険料は400円） です。

もしも…国民年金保険料の納付が困難なときは

所得の少ない方は

「保険料免除制度」

の手続きを

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

30歳未満の方は

「若年者納付猶予制度」

の手続きを

30歳未満の方に限り利用できる制度です。

学生の方は

「学生納付特例制度」

の手続きを

在学期間中の保険料を社会人になってから払うことができる制度です。

●過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ●

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請ができるようになります。

●ご注意ください●

- 申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

保険料の後払いを(追納)をお勧めします！

免除された国民年金保険料を追加で支払いたいとき

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて受け取れる年金額が低額になります。

免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)をすることにより、老齢基礎年金の受け取り額を増やすことができます。

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- 承認された期間のうち、原則古い期間から納付できます。
- 保険料の免除・猶予を受けた翌年から3年を経過した後に追納する場合には、免除・猶予を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

【これまで】

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除(法定免除といいます)となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い(追納制度)をご利用いただいていた。

【平成26年4月からは】

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。

納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

- 保険料の口座振替(手間いらずで便利)
- 保険料の前納(保険料の割引あり)
- 付加年金などの加入(お得な上乗せ制度)

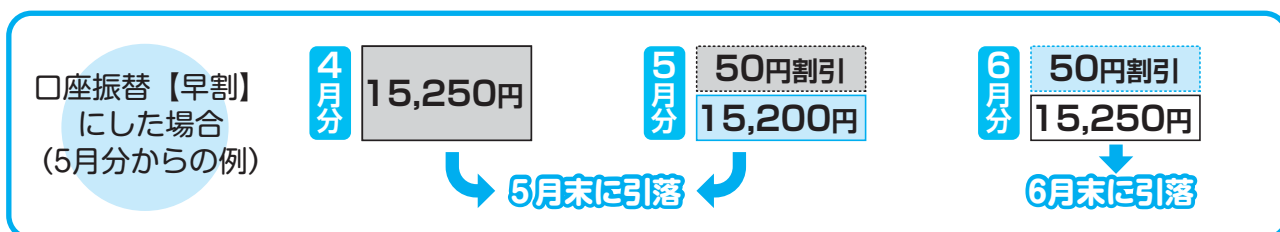
国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

口座振替なら一度手続きをすれば、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間がはぶけ納め忘れの心配もなくとても便利です。

手続き完了までに2ヶ月ほどかかりますので、お早めの手続きをお願いします。

【お得な口座振替の早割制度はご存じですか？】

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると**50円（年間割引額600円）**が割引となり大変お得です。早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落としとなり、その後の**毎月の保険料が50円割引**となります。



※口座振替【早割】以外にも、さらに割引額が多い「6ヶ月前納」・「1年前納」・「2年前納」もあります。年金事務所・役場町民係・預金口座をお持ちの金融機関窓口にお問い合わせ下さい。

こんなときは国民年金の手続き（種別変更）が必要です!!

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。

加入の種類（種別）は、

第1号被保険者 自営業や学生など

第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない方）

の3種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職・結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合は、病気やケガで障害が残ったときの障害年金や、死亡した場合の遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きして下さい。

～年金全般に関する電話でのお問い合わせ先～

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。



◇この記事に関するお問い合わせ先

日本年金機構稚内年金事務所
利尻町役場保健福祉課町民係

☎0162-32-1941
☎84-2345

後期高齢者医療制度の お知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆様にお支払い頂く保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 (年額) 45,544円	→	平成26・27年度 (年額) 51,472円 (5,928円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.13%	→	平成26・27年度 10.52% (0.39ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円 (2万円増)

※平成24・25年度の保険料については、特定市町村（医療費の格差の特例）に該当しているため、4.54%低く設定されています。（標準保険料率 均等割47,709円 所得割10.61%）

◆ 保険料の計算方法(平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円)×10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	----------------------------------------------------	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

保険料の軽減 平成26年度より均等割2割・5割軽減の範囲が拡大されます。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成26年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	→	5,147円	593円増
33万円	8.5割軽減	→	7,720円	889円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数)	5割軽減	→	25,736円	2,964円増
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	→	41,177円	4,742円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または利尻町保健福祉課保健係へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話	011-290-5601
	利尻町役場 保健福祉課保健係	電話	0163-84-2345

利尻町国民健康保険からのお知らせ

70～74歳の高齢者医療制度について

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月から医療費の 窓口負担が**2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例) 平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は**1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

詳細は、利尻町役場保健福祉課保健係へお問い合わせください。

保健福祉課 福祉係 からのお知らせです!

平成26年4月からの消費税率の 引上げに伴い、「臨時福祉給付金」と 「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金とは?

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

給付対象者 平成26年度分 市町村民税（均等割）が課税されない方
ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

給付額

- 給付対象者1人につき 10,000円
- 給付対象者の中で下記に該当する方は 15,000円
 - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金とは?

消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給されている方
ただし、臨時福祉給付金の対象となる方は対象外です。

給付額 ●対象児童1人につき 10,000円

申請手続

- ・申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となり、利尻町では保健福祉課が窓口となります。
- ・申請・支給手続の開始時期については、平成26年6月を予定しております。
具体的な申請の受付時期・手続等については、決まり次第、回覧等でお伝えします。



臨時福祉給付金詐欺にご注意ください!

給付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください。町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。また、ご自宅に市町村や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、役場か駐在所へご連絡ください。

ご不明な点は、保健福祉課福祉係へお問い合わせください。 ☎84-2345 知らせますケン 84-0124

春に花咲く健康教室

平成26年1月17日～3月8日 実施

冬はどうしても運動不足になってしまう…そんな状況を少しでも変えられるきっかけ作りとして始めた健康教室ですが、今回で3年目の実施となりました。今回も内容盛りだくさん、参加者の方に充実した時間を過ごしていただける4回コースとなりました。

1回目と4回目は、札幌からフィットネスアドバイザーの先生をお呼びして、ヨガの呼吸法を取り入れたストレッチや音楽に合わせた有酸素運動を行い、気持ちの良い汗をかきました。

2回目には体力測定を実施しました。結果にがっかりした方も多かった様子でしたが、「このままではダメだ！なにか始めないと！」とあっていただける機会になったようです。

3回目はバランスの良い食事の量についてを学習しました。食べたい料理を食べたい分だけとれるバイキング形式の食事は、ついとりすぎてしまう方も…。女性にとっても男性にとっても野菜をたっぷり食べられて、大満足なメニューだったようです。

来年の1月から3月にも、春に花咲く健康教室を実施する予定です。また、多くの方の「楽しみながら、気付いて・変わる姿」を見ることができるよう、より充実した内容を考えています。今回参加された方、新たに興味を持った方、ぜひ参加をお待ちしています。



ちいきほうかつしえん 利尻町地域包括支援センター



高齢者の皆さまが住み慣れた地域の中で安心して生活を続けていけるために、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年4月に利尻町地域包括支援センターが設置されました。

高齢者に関する困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

住 所	〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字緑町9番地2 (高齢者生活福祉センター希望 1階)
電話番号	0163-84-3300 (知らせますケン 84-9020)
受付時間	月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:15



Q どんな相談にのってくれますか？

A 介護保険のことはもちろん、高齢者にかかわるさまざまな相談（物忘れ、虐待、消費者被害、介護予防など）を受け付けています。

Q 誰が相談にのってくれるのですか？

A 主任介護支援専門員・保健師・相談員が、お話を伺います。町内であれば、ご自宅に伺うことも可能です。



『住民参加型高齢者生活支援等 推進事業』の実施報告

今回は、新湊地区を対象にH25年10月から3ヶ月間、全3回の懇談会と1月には報告会を実施しました。
利尻町の高齢化率は宗谷管内でも高く、38%を超えている状況です。今後、さらに高齢者の割合が高くなることが予想される中で、自分たちの地域の目指す姿はどんな姿か、その姿を実現するために自分たちは、私たちの地域は、そして行政はどんなことを行うべきか、行う必要があるかを話し合いまとめました。
今回の意見をこれからの地域づくり、第6期介護保険計画にも参考にさせていただきます。

地域のめざす姿

人のつながりがあり、住みやすい地域を目指します

今町内にあって今後も増やしていきたいもの

役割・仕事……………うに漁・昆布漁・うにの身だし・昆布干しの仕事・恵まれた環境
近所への気づかい・人づきあい…見守りや声かけ・買い物代行・不在になる際の連絡
集まれる場所……………宝引きできる場所・自治会館・近所の倉庫
安心して暮らすための支援……………IP電話による安否確認・相談にのってくれる人・介護の経験者
なんでも頼める人がいる……………車に乗せてくれる人・買い物や支払いを手伝ってくれる人

今町内にはないが町民の アイデアでできそうなもの

除雪の対応、協力
身体を動かせる環境とその機会の検討
緊急時の対応についての検討・準備
認知症への理解を広める
介護経験者による介護方法の伝達



長期的な視点で作る必要があるもの

身体を動かせる環境・安心して過ごせる環境・後継者・若者の定住・IP電話の活用



できることから! アクションプラン

**一人ひとりが
できること** 介護の経験と知識を提供し、相談にのります。
IP電話に一日に1回は触れるようにします。

**地域が
できること** 一人暮らしの方を気にかけます。

**行政が
できること** IP電話の使い方について周知します。
身体や食事に関する健康教育を実施します。



駐在所だより

1. 「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」の被害防止

～落ち着こう 振り込む前に 相談を～

～「電話番号が変わった」「ATMで医療費を還付する」

「必ず儲かる」は詐欺～

①特殊詐欺の被害に遭わないために

- 突然、家族から「電話番号が変わった」「お金を用立てて欲しい」という電話が来たら、詐欺です。
- 医療費等の過払金がATMで還付されることはありません。携帯電話を持ってATMに行くように指示されたら、詐欺です。
- 身に覚えのないパンフレットが自宅に送られて来たり、「高値で買い取る」「必ず儲かる」などと突然儲けばなしを持ちかけられたら、詐欺です。
- 一人で対応しないで、必ず家族や警察（警察相談専用電話#9110）に相談してください。

②特殊詐欺撲滅への捜査協力依頼

あやしい電話がかかってきた場合は

- 電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞きだす
- 電話機の録音機能などで犯人との会話を録音する

そして、すぐに

- 「110番」「#9110（警察相談専用電話）」に電話をする
- 最寄りの警察署に電話をする
- 北海道警察ホームページのメールコーナーにメールを送信する

等の情報提供をお願いします。

2. 自転車の盗難被害の防止と防犯登録の推進を

～自転車には防犯登録とツーロックを～

例年、雪解けを迎える4月から、自転車を利用する機会が増え、自転車の盗難被害が増加しています。

- 大切な自転車を盗難被害から守るためにツーロックにして大切な自転車を盗難被害から守りましょう。
- 万が一被害にあったときの早期発見のために自転車の防犯登録をしましょう。被害回復の可能性が高くなります。

自転車盗難防止の基本

1. わずかな時間の駐輪でも必ずツーロック！
2. 自宅敷地、管理地でも
油断せずにツーロック！
3. 防犯登録は忘れずに！



3. 山菜採りによる事故防止

～山菜採り 無我夢中に 落とし穴～

【山菜採りを行う際の留意事項】

- 家族に行き先地と帰宅時間を知らせる。
- 単独での入山を避け、二人以上で声をかけ位置を確認する。
- 服装は目立つ色にする。
(色は赤や黄色系が目立ち、ヘリコプターへの合図はタオルを振る)

- 携帯電話、非常食、水、熊鈴、笛を携行する。
(水、笛は、笹藪でさまようとのどが渇き、声を出せなくなるため)
- 迷ったときは落ち着いて行動をする。
(体力の消耗を抑える、発見されやすい場所を探す)

4. 春の全国交通安全運動の実施

～お互いに もてたらいいな 思いやり～

「春の全国交通安全運動」が実施されます！

1. 実施期間

4月6日(日)～4月15日(火)の10日間

2. 実施の重点ポイント

(1)子どもと高齢者の交通事故防止

- ・通園・通学する子どもたちを交通事故から守ろう！
- ・高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

(2)自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

- ・自転車も「クルマ」です。「自転車安全利用五則」を守りましょう！

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

⑤子どもはヘルメットを着用

(3)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・正しい着用が命を守る！

(4)飲酒運転の根絶

- ・運転者はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を飲ませた者にも厳しい罰則が！
- ・飲んだら絶対運転しない！

稚内警察署

☎0162-24-0110

●困りごと、相談、要望・苦情等は

警察相談電話 #9110 または

☎0166-34-9110

わが家の愛どる



あい



りしりんが
わが家の愛どるを
紹介するよ♪♪

今回は仙法志保育所すみれ組の
2人のお友達を紹介するよ！

りく
星田璃空くん
(4さい)



父：友和 母：麻喜

【お母さんから】

いつも元気いっぱいなりく。
これからも元気いっぱい優しいお兄ちゃん
で、妹と仲良くね！

りょうすけ
八木涼介くん
(4さい)



父：良樹 母：美絵

【お母さんから】

いつも笑顔で元気いっぱいの涼介。
踊りが大好きで、毎日みんなを楽しませて
くれます。
これからも、楽しい涼介でいてね！！

お知らせトピックス

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。構成の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

- 平成23年分、平成24年分、平成25年分・・・法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額を修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】 修正申告は、税務署長から構成を受けるまでいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成25年分の所得税及び復興特別所得税は平成26年3月17日（月）、消費税及び地方消費税は平成26年3月31日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が構成を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

平成26年度の健康保険料率は、準備金を取り崩して10.12%に据え置くことといたしましたが、平成26年3月分（4月納付分）からの介護保険料率につきましては、介護給付費が年々増加し、協会けんぽが負担すべき介護納付金も増加していることから、1.72%（平成25年度：1.55%）に引き上げざるを得ない状況となっております。厳しい経済状況の中ではございますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

- 協会けんぽ北海道支部 ☎011-726-0352（代表）

気象台一口メモ「高層気象観測」

天気予報は、全国の気象台や測候所、アメダスによる地上における観測、レーダー・気象衛星による観測および全世界で観測された気象データを大型コンピューターで解析し、数値予報モデルによる計算によって得られた様々な予想資料をもとに行われています。

予報を出すためには、地上付近の気象観測だけでは不可能で、大気の立体的な観測も必要です。この観測のことを「高層気象観測」といっています。稚内地方気象台では、地上における観測のほかにこの「高層気象観測」も行っています。

高層気象観測は、水素ガスをつめた大きな気球に「ラジオゾンデ」という観測器械をつり下げて飛ばし、上空約30kmまでの大気の様子（気圧・高度・気温・湿度・風向・風速）を観測します。

ラジオゾンデは、気温、湿度等の気象要素を測定するセンサと、測定した情報を送信するための無線送信器からなる気象観測器械です。温度と湿度のセンサは、ラジオゾンデから突き出たアームに取り付けられており、データを送るための無線送信器、電池等は、ラジオゾンデの本体（プラスチックの収容箱）内部に納められています。観測を終えたラジオゾンデは、パラシュートによってゆっくり地上に降下します。

ラジオゾンデによる高層気象観測は、世界各地で毎日決まった時刻（日本標準時09時・21時）に行われており、気象庁では、稚内をはじめ全国16か所の気象官署や昭和基地（南極）で実施しています。その他、海洋気象観測船でもラジオゾンデによる高層気象観測を行っています。ラジオゾンデによる高層気象観測で得られたデータは、天気予報の基礎である数値予報モデルや、気候変動・地球環境の監視、航空機の運航管理などに利用されています。

気象庁のラジオゾンデ・気球を発見した場合

気象庁で使用している気象観測機器には「気象庁」と書いてあり対処方法・連絡先を記入したラベルがはってあります。ラジオゾンデや気球を発見した場合には、お手数ですがラベルに表示されている連絡先へ連絡をお願いします。

- 問い合わせ先 稚内地方気象台 防災指導係長 ☎0162-23-2679
ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っていますので、是非ご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。最寄りの裁判所の総務課にお問合せください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で、それぞれ紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

旭川地方・家庭裁判所の憲法週間行事のお知らせ

1. パネルの展示・裁判所見学

- 日時 5月1日(木)～5月9日(金)（土曜、日曜及び祝辞を除く。）
【パネルの展示】午前8時30分～午後5時（最終日は午後4時まで）
【裁判所見学】午前10時～午後4時

場所 旭川地方・家庭裁判所（住所 旭川市花咲町4丁目）

2. 出張説明会

- 期間 5月1日(木)～5月30日(金)（土曜、日曜及び祝日を除く。）
午前10時から午後3時までの間のうち1時間程度

詳しくは、旭川地方裁判所事務局総務課文書係 ☎0166-51-6255にお電話または裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/asahikawa/> をご覧ください。

杓形保育所退所式【3月28日】

街をひと歩き
まちの話聞いてブーイング！



仙法志保育所 退所式【3月28日】



ふるさと利尻の情報をお届け!

ふるさと情報サービス事業

利尻町では、都会で暮らす利尻町出身者に『利尻町』の情報を提供し、ふるさと利尻との絆を深めてもらうことを目的として「利尻町ふるさと情報サービス事業」を実施しています。この事業は、1年分（6・8・10・12・1・2・4月の年7回配布）の郵便料相当分1,000円を負担いただいた希望者を会員として登録し、「広報りしり」「観光パンフレット」等を提供する事業です。ご希望の方は、お電話で右記の担当までお問い合わせいただければ、詳細をお知らせいたします。なお、すでに会員登録されている方には、別途ご案内いたしますが、更新を希望される方も、必ずお申し込みをお願いいたします。

※詳しくは右記の連絡先までお問い合わせ下さい。
会員の方で転居等により連絡先の住所を変更されている場合は、情報のご提供ができませんので必ずご連絡願います。

〒097-0401
北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14-1

利尻町役場
総務課防災広報係 まで

TEL 0163-84-2345番
FAX 0163-84-3553番

災害伝承プロジェクト 災害伝承語り部派遣事業

〔利尻町開催〕

この事業は、総務省消防庁において今年度から10年間実施されるもので、その初年度において採択され、実際に東日本大震災時に被災地で活動した青森県宮古市から講師を招き、「東日本大震災被災地からの声」と題して、3月1日午後6時30分より、利尻町交流促進施設どんと大ホールにおいて、町民約120名の参加をいただき、講演いただきました。

これは、住民の防災意識の一層の向上を図るため、総務省消防庁「災害伝承語り部」より地域住民・防災担当職員、消防職員等に対し、東日本大震災における被災地からの生の声を直接伝えていただきたいと要請したものです。

公助、共助、自助の役割の明確化を進める上で大変貴重な講演でありました。





～宗谷シーニックバイウェイの紹介～

「あたたかい最北のみち」

宗谷シーニックバイウェイは、稚内市、猿払村、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町の6市町村にまたがるエリアで平成18年にシーニックバイウェイルートとして指定され、9年目となります。エリアでは、一般国道40号、238号、道道や利尻・礼文島を結ぶフェリー航路の11の魅力あるロードがあり、現在、22の団体が“みち”を活かした魅力ある地域づくり、景観づくりの取組を展開しています。



〈ルート代表より一言〉岩間幹生（稚内観光協会代表）

当ルートも発足9年目、シーニックを根付かせる活動をしていこうと思っています。宗谷は最北の観光地であり、どうやって訪問される皆様におもてなしできるのか、満足して帰っていただけるのかを第一に考え、これを地域全体で考えていきたい。



シーニックバイウェイ北海道

シーニックバイウェイとは、景観・シーン (Scene) の形容詞シーニック (Scenic) と、わき道・より道を意味するバイウェイ (Byway) を組み合わせた言葉。地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策です。

〔イベント案内〕

- 6月上旬 最北フラワーマラソン
(主催：最北フラワーマラソン大会実行委員会)
- 6月上旬 稚内空港線花うえ活動
(主催：フラワーマスター稚内)

【問い合わせ先】 北海道開発局 稚内開発建設部 道路計画課 ☎0162-33-1146



宗谷シーニックバイウェイホームページ

<http://www.saihoku.net/scenic/>



シーニックバイウェイ北海道ホームページ

<http://www.scenicbyway.jp/>

米トレーサビリティ制度が始まっています



消費者

- ①業者間の取引等の記録の作成・保存が平成22年10月1日から、
- ②産地情報の伝達が平成23年7月1日から、義務付けられています。

- 詳細は 農林水産省ホームページへ
- 問い合わせ 北海道農政事務所旭川地域センター ☎0166-76-1277

近頃、レストランなどで『〇〇産のお米を使用しています』といった貼紙を見かけませんか。これらは「米トレーサビリティ法」により、量を問わず「米・主な米加工品」を販売・提供している事業者は、店舗での産地表記や記録の作成を義務付けているものです。

ご存知ですか？ 「米トレーサビリティ法」

利尻の語り (249) 生活の要だった 犬ぞり櫓ぶね

語り 牧野幹男さん

冬の木出しを引つ張った

久連小学校を卒業したのが昭和二八年三月だったけど、この頃は、どこの家でも石炭や薪、竹が燃料だった。薪は冬に山に行って切り出すんだ。長浜では班ばんごとに分かれて山に行って木を切るんだ。

家は長浜第一班で一四軒あったから、一四名が一緒に二月末から三月末ぐらいまで山に行つて木を切るのさ。切つたのを櫓ぶねで、家の近くの広場まで運ぶのさ。それを長さ縦・横・高さを五尺、約一m五cmぐらいに切つてそろえて積んでんだのを、長浜一班で籤しん引きで分けるんだ。

山に行つて木を切る作業、広場に運んで木を切つて積む作業は大変だった。特に、櫓ぶねを引くのが一番きつかった。

それで櫓ぶね引きに犬を使つたんだ。これは楽だった。

自分家の犬を探すために大空沢を登つて、犬の足跡を見つければ、それをたどつて巣を探して山犬の子犬を連れて帰つて育てるんだ。生まれて間もない、まだ目の見えない子犬にミルクを与えて育てた。それでも中には大きくなるにつれて、野性に返るのか、人に噛みつくようになる犬もいるんで、育てるのが大変だった。

物や人を運んだ犬ぞり櫓ぶね

犬は山からの木出し櫓ぶねを引つ張るだけでなく、冬には人ひとを乗せて小さな櫓ぶねを引つ張つたんだ。母親が産婆うぶだったんで、冬になると犬櫓ぶねで送り迎えた。赤ちゃんが生まれるからというので、急いで犬櫓ぶねに乗せて行つたり、仕事が終わったというから迎えに行つ

たりしてた。

それに家は政泊の港で漁やつたので、家から港まで鮪とら縄なわやスケソ網あみを運ぶのに、夏はリヤカーの先を、冬は櫓ぶねを犬が引つ張つてくれたので本当に助かった。

時代が経つにつれて、家の燃料が灯油になって、山から木を切り出すことをしなくなつたり、物を運ぶトラックや人が乗るバスが島でも見られるようになったり、そして、鮪とら漁りやスケソ漁りもダメになつたりして、物や人を運ぶのに犬が使われるということがなくなつてきた。だからどこの家にもいた犬が見られなくなつて、犬を飼う家が少なくなつてきた。

玄関の横に犬がいるのが普通で、あそここの犬は吠える、ここの犬は噛みつくなど、どこの家にもどのような犬がいるかは、子どもたちにとつて重要な情報だった。犬に噛みつかれないように、吠えられないようにするために気をつけて歩くからだ。

犬は家族の一員だった。家



牧野家から政泊の港に漁の道具を運ぶ犬ぞり櫓ぶね
前の犬ぞり櫓ぶねに乗っているのは牧野力つとむさん、後ろは牧野幹男さん
昭和37年(1962年)3月

でご飯食べるときには犬小屋に食べる分を運んだり、物や人を運ぶときも一緒だったり、子どもたちと一緒に遊んだり、犬と犬櫓ぶねは生活の要だった。

語り 牧野幹男さん 昭和一六年三月一〇日、仙法志字長浜に生まれる。漁師。
採訪 平成二六年三月九日

平成26年度 「巡回登記所」開設のお知らせ 及び「事前予約」のお願い

旭川地方法務局では、登記相談や申請をお受けするため、「巡回登記所」を開設していますが、平成26年度の日程は下欄のとおりです。

相談に当たっては、お客様の待ち時間をできる限りなくすなど、より利用しやすい相談を行うため、事前予約制を実施させていただきます。

開設日の前日までに電話による予約をお願いします。

相談は、無料・秘密厳守でお受けいたしますので、お気軽にご相談ください。

【開設日】

4月17日(木)	7月24日(木)	10月16日(木)	1月21日(木)
5月22日(木)	8月21日(木)	11月12日(木)	2月18日(木)
6月19日(木)	9月18日(木)	12月17日(木)	3月18日(木)

- 時 間 午前9時から午後3時まで
- 場 所 利尻富士町役場
- 担 当 者 旭川地方法務局職員
- 取扱業務
 - ・土地・建物の登記に関する相談及び申請の受付
 - ・会社・法人の登記に関する相談
 - ・証明書等の申請書の受付
- お問い合わせ先・予約先

旭川地方法務局稚内支局 ☎0162-33-1122

相続登記はできるだけ早期に!!

相続が発生した後、長年にわたり相続登記を行わないままにしておきますと、次の相続が発生して相続関係が複雑になってしまい、不動産を売買しようと思っても、相当の手間と時間がかかってしまうと言ったことが少なくありません。

解決困難な事態を子や孫に残さないためにも、相続が発生しましたら、できるだけ早く相続登記をされることをお勧めします。

相続登記のご相談は、法務局や登記手続きの代理資格者である司法書士に相談してください。



「消すまでは 心の警報 ONのまま」

春の火災予防運動実施!!

実施期間 4月20日から30日の11日間

これからの季節は、空気が乾燥し、風の強い日も多く火災が発生しやすくなります。火の取扱いには十分注意しましょう。

《利尻町消防団 現地教育訓練実施!》

～ 有事を無事に変える力をつける ～



利尻町消防団による現地教育訓練が2月9日に夢交流館にて実施されました。消防団本部をはじめ、第一分団から第六分団まであわせて68名の団員が参加し、団体行動の訓練や消防機械器具取扱訓練を行いました。

訓練終了後は各分団対抗フットベース大会を行い、親睦を深めました。

《利尻町少年消防クラブ25年度の活動終了!》



少年消防クラブ退部式 (3/15)

主な活動内容

- 火災予防運動に伴う防火夜回り
- 防火宿泊研修
- 利尻町消防団出初式参加
- 新年防火の集い



出動件数 火災0件 救急30件 (平成26年3月31日現在)



ぴいぷる

(戸籍の動き) 2014年3月14日現在

はじめまして! ベイビー

おめでとう
ございます!

1月31日 緑町 八木 月 柊くん(父:宏和)

はっぴい・うえでいんぐ

おめでとう
ございます!

3月10日 泉町  浦 大祐 さん
柳谷 あゆみ さん

3月14日 (仙)本町  諏訪 数昌 さん
長田 ゆりあ さん

3月22日 (仙)本町  檜 森 潤 さん
川原 夢麻 さん

おくやみもうしあげます

1月28日 (仙)本町 工藤 勉さん (88歳)
2月3日 富士見町 柴田 康志さん (37歳)
2月8日 日出町 安原 忠吉さん (75歳)
2月11日 緑町 八講 イクさん (86歳)
3月1日 緑町 齋藤 弘さん (83歳)
3月4日 政泊 新谷 シマさん (85歳)
3月10日 政泊 柴田 ヨリさん (91歳)
3月16日 政泊 後藤 浪子さん (57歳)
3月20日 栄浜 八講 清さん (76歳)

● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 仙法志字本町 工藤ミツ様から、
夫 工藤 勉様の香典返しを廃して
- 杓形字日出町 安原敬子様から、
夫 安原忠吉様の香典返しを廃して
- 利尻富士町鴛泊 川端一彦様から、
母 川端マサ様の香典返しを廃して
- 杓形字緑町 八講武雄様から、
妻 八講イク様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 越ヨシエ様から、
夫 越 昭三様の香典返しを廃して
- 杓形字緑町 齋藤勝美様から、
夫 齋藤 弘様の香典返しを廃して
- 杓形字泉町 新谷正石様から、
妹 新谷シマ様の香典返しを廃して
- 利尻富士町鴛泊 室矢文子様から、
母 柴田ヨリ様の香典返しを廃して
- 杓形字栄浜 八講ひな子様から、
夫 八講 清様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】

● よせられた善意 ●

【指定寄附】 ◆札幌市中央区北2条東13丁目1番地7
上山試錐工業株式会社
代表取締役 上山 弘 様より
一金 2,000,000円
(簡易水道事業関係資金)

◆利尻富士町 室 矢 文 子 様より
一金 100,000円
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます

ほのぼの荘

温かな善意に感謝します

{ 25.4.1~
26.3.31
順不同 }

- 物品寄付関係
- 利尻島ロータリークラブ 様
- 利尻町女性団体協議会 様
- 利尻町商工会女性部 様
- 利尻漁協杓形支所女性部 様
- 利尻町議会議員会 様
- 利尻町民生児童委員協議会 様
- 星田 瞳 様
- 吉田 年徳 様
- 正部川 寛 様
- 海老名サダ子 様
- 星田 艶子 様
- 佐孝 静江 様
- 佐藤 悟 様
- 蔵 昭南 様
- 田島 順逸・和子 様 (兼任任挨拶)
- 島の女衆 様
- コーラス島の音 様
- 仙法志中学校 様
- 利尻高等学校 様
- 訪問関係
- 胡月会 様
- 琴城流大正琴愛好会 様
- 仙法志保育所 様
- 仙法志小学校 様
- 利尻麒麟獅子舞う会 様
- いずみ紙芝居一座 様 (横浜市)
- 道高むつ子 様 (歌手)



発行:利尻町役場 編集:総務課防災広報係 印刷:(株)国境
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>
Eメール bousaikouhou@town.rishiri.hokkaido.jp
(広報リシリに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 2,274人 世帯数 1,166世帯 男 1,100人 女 1,174人 (平成26年3月末現在)